

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

当町の気候は太平洋側西部気候区(表日本型)に属する。太平洋沿岸の鶴川地区の夏期は、沿岸を南下する親潮の影響であまり昇温せず、海霧を伴う冷涼な日が続き、冬期は雪も少ない地域です。

一方、内陸にある穂別地区の夏期も同様に冷涼な日が続き、冬期は積雪が多い地域です。

[気象観測値]

| 項目 | 鶴川地区 | 穂別地区 |
|-----------|---------|---------|
| 平均気温(℃) | 7.4 | 6.8 |
| 最高気温(℃) | 31.2 | 33.7 |
| 最低気温(℃) | -24.6 | -29.1 |
| 平均風速(m/s) | 2.9 | 1.6 |
| 最大風速(m/s) | 19.0 | 12.2 |
| 日照時間(hr) | 1,898.4 | 1,605.2 |
| 降水量(mm) | 972.5 | 1,123.9 |
| 最深積雪(cm) | - | 75 |

※気象観測値は、気象庁ウェブサイト「過去の気象データ」による統計期間(2011年~2020年) 平年値です。又、最高気温、最低気温、最大風速は極値となり、日照時間と降水量は1年間分の平均です。

(洪水：むかわ町洪水ハザードマップ)

むかわ町には一級河川鶴川が流れており、鶴川が氾濫した場合の浸水想定区域は、むかわ町洪水ハザードマップによると、国道235号沿線の鶴川地区の中心市街地が浸水想定区域に含まれ、想定される浸水深に達した場合、小規模事業者には甚大な被害が生じ売上が減少すると予想されます。



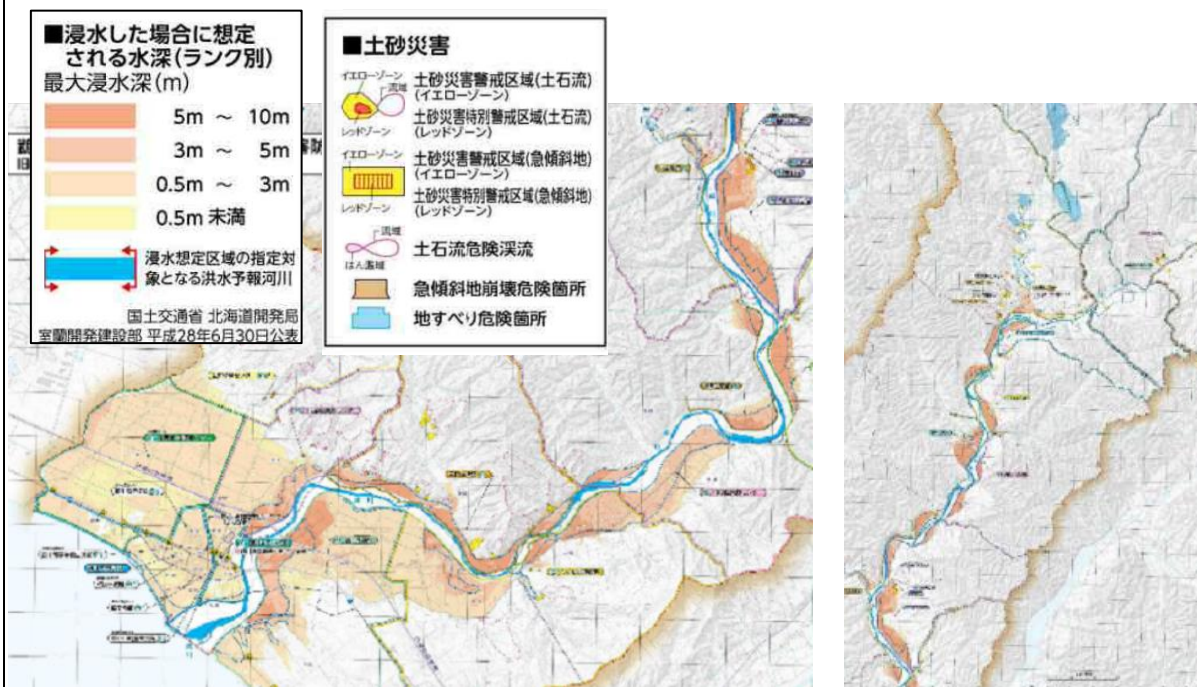
(出典①：むかわ町洪水ハザードマップ 左側が鶴川地区、右側が穂別地区)

| 地区名 | | 想定される浸水深 | 小規模事業者数 | 内、浸水影響を受ける可能性のある小規模事業者数 |
|-----------------|----------|----------|---------|-------------------------|
| 旧鵜川町管内図 | 鵜川 | 0.5m～3m | 123 | 117 |
| | 田浦・豊城・春日 | 0.5m 未満 | 12 | 0 |
| | 生田・花岡・旭岡 | 0.5m～3m | 6 | 3 |
| | 若草・洋光 | 0.5m～3m | 7 | 3 |
| | 駒場・晴海 | 0.5m～3m | 11 | 7 |
| | 宮戸・米原・汐見 | 0.5m 未満 | 17 | 0 |
| 旧穂別町管内図 | 穂別 | 0.5m～3m | 57 | 3 |
| | 稲里・富内 | 0.5m 未満 | 6 | 0 |
| | 安住・平丘 | 0.5m 未満 | 3 | 0 |
| | 仁和・栄 | 0.5m 未満 | 8 | 0 |
| | 和泉・豊田 | 0.5m 未満 | 3 | 0 |
| 合計 (R3.3.31 現在) | | | 253 | 133 |

(土砂災害：鵜川洪水浸水・土砂災害防災マップ)

むかわ町の鵜川洪水浸水・土砂災害防災マップによると、現在、鵜川地区の市街地では土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定された場所はありませんが、春日地区や豊城地区の一部には警戒区域が存在するため、注意が必要であるとともに、避難場所や経路を明確にしておく必要があります。

穂別地区については、市街地及び周辺に土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定された場所が点在していますが、被害を想定する小規模事業者の該当はなく、現状では特別な対策は必要がないと思われます。



(出典②：むかわ洪水浸水・土砂災害防災マップ 左側が鵜川地区、右側が穂別地区)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

むかわ町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると石狩低地東縁断層帯による地震が想定されています。石狩低地東縁断層帯は、北海道美唄（びばい）市から勇払（ゆうふつ）郡安平（あびら）町に至る石狩低地東縁断層帯主部と、千歳市から苫小牧市に至る石狩低地東縁断層帯南部から構成されます。石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から勇払平野沖合の海域に至り、概ね北北西から南南東方向に延びる、長さは54km以上と推定される東傾斜の逆断層があり、そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「石狩低地東縁断層帯・南部」となっており、今後30年以内にM7.7程度以上が想定されていますが、発生確率は0.2%以下となっています。

また、むかわ町は、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震によって被害が生じるおそれがあり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されており、今後30年以内のM7.0程度以上の地震発生確率が高いことから警戒が必要であります。

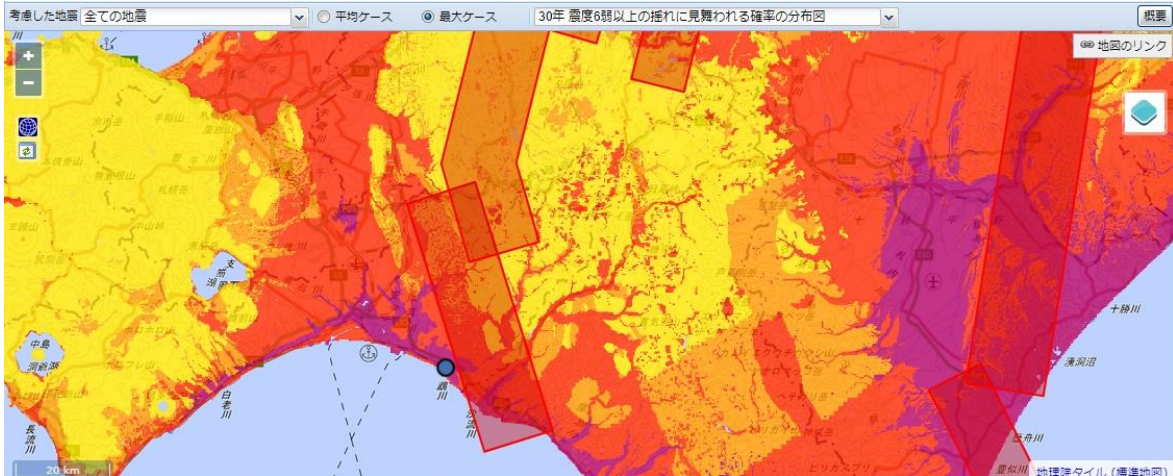
2018年9月に発生した北海道胆振東部地震では、むかわ町で震度6強を観測し、建物、設備、備品等の損壊やブラックアウトの影響により電力が確保できないことから食料品の廃棄、物流の停滞、通信障害といった問題が発生し、事業者にも多大な被害が生じました。

○北海道中部地域および周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震

| 地震（算定基準日：2021年1月1日） | | マグニチュード | 地震発生確率（30年以内） | |
|---------------------|-------------------------------|------------|---------------|-------|
| 海溝型地震 | | | | |
| 千島海溝沿い | 十勝沖 | 8.0～8.6程度 | 10%程度 | |
| | 根室沖 | 7.8～8.5程度 | 80%程度 | |
| | 色丹島沖及び択捉島沖 | 7.7～8.5前後 | 60%程度 | |
| | 超巨大地震（17世紀型） | 8.8程度以上 | 7%～40% | |
| | ひとまわり小さいプレート間地震 | 十勝沖及び根室沖 | 7.0～7.5程度 | 80%程度 |
| | | 色丹島沖及び択捉島沖 | 7.5程度 | 90%程度 |
| | 十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震（津波地震等） | 8.0程度 | 50%程度 | |
| | 沈み込んだプレート内のやや浅い地震 | 8.4前後 | 30%程度 | |
| | 沈み込んだプレート内のやや深い地震 | 7.8程度 | 50%程度 | |
| 海溝軸の外側で発生する地震 | 8.2前後 | 不明 | | |
| 日本海東縁部 | 北海道北西沖 | 7.8程度 | 0.006%～0.1% | |
| 内陸の活断層で発生する地震 | | | | |
| 石狩低地東縁断層帯 | 主部 | 7.9程度 | ほぼ0% | |
| | 南部 | 7.7程度以上 | 0.2%以下 | |

(出典③：地震調査研究推進本部)

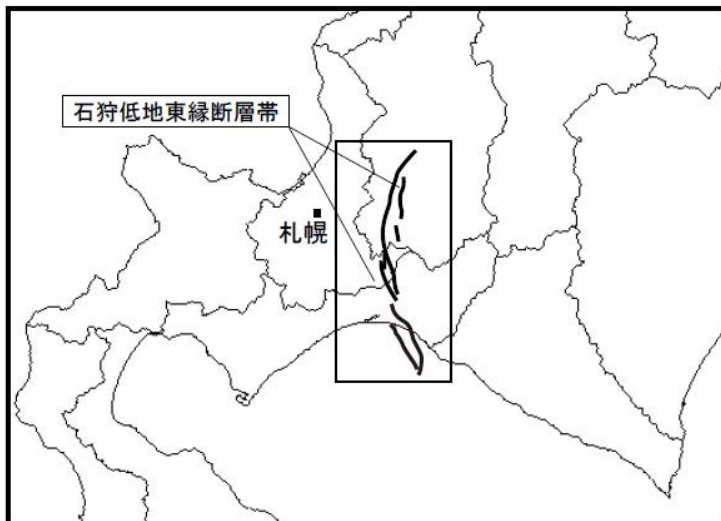
【今後、30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図】



(出典④：地震ハザードステーション)

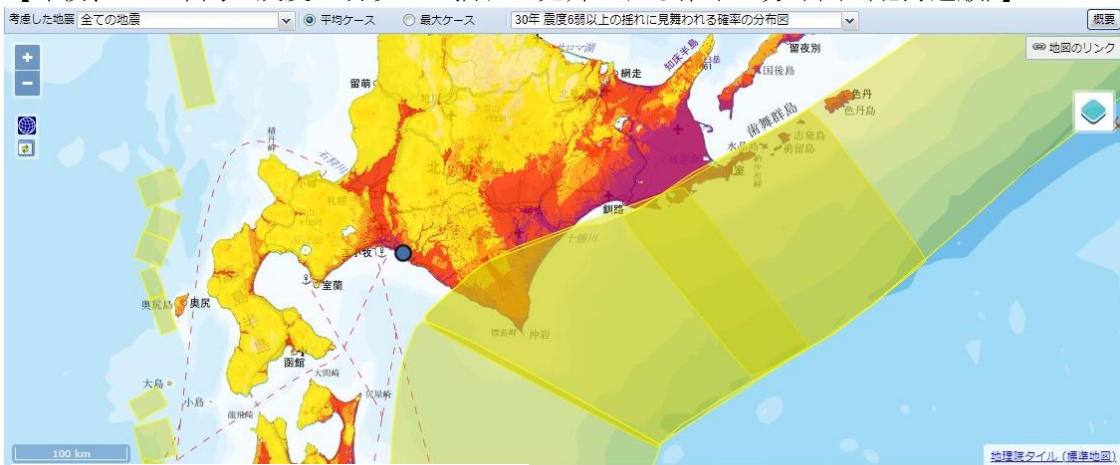
● 新配色 ○ 旧配色 0 0.1 3 6 26 100(%)
確率0(%)のメッシュは無色です。

【石狩低地東縁断層帯の該当箇所】



(出典⑤：地震調査研究推進本部)

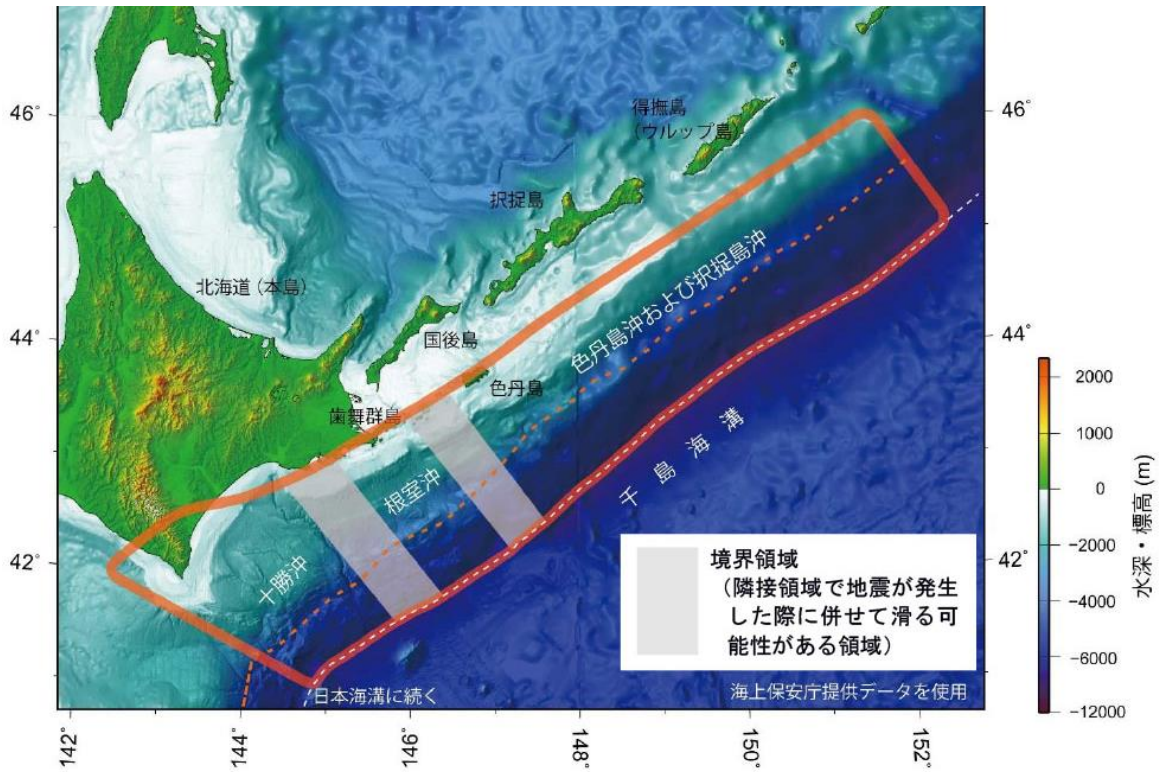
【今後、30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図（北海道版）】



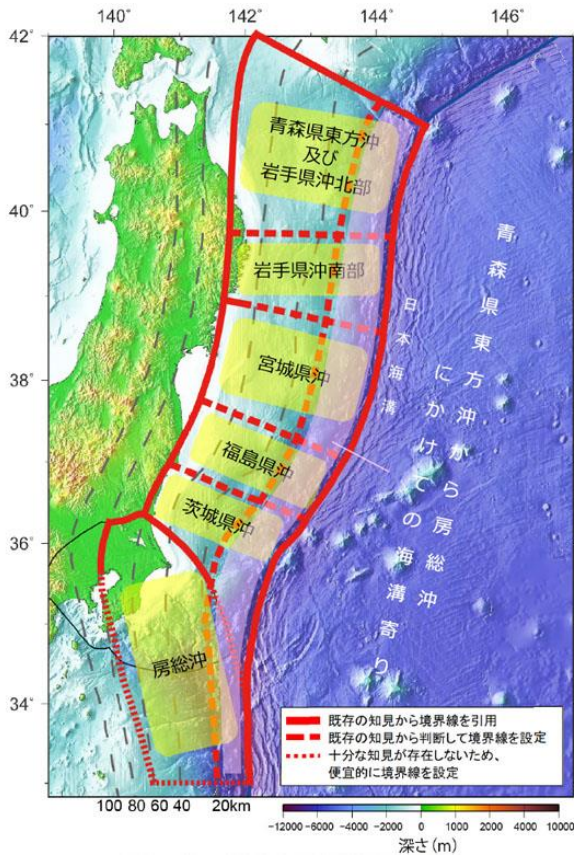
(出典⑥：地震ハザードステーション)

● 新配色 ○ 旧配色 0 0.1 3 6 26 100(%)
確率0(%)のメッシュは無色です。

【警戒領域（隣接領域で地震が発生した際に併せて滑る可能性がある領域）】



【プレート間地震の評価対象領域（赤枠）】



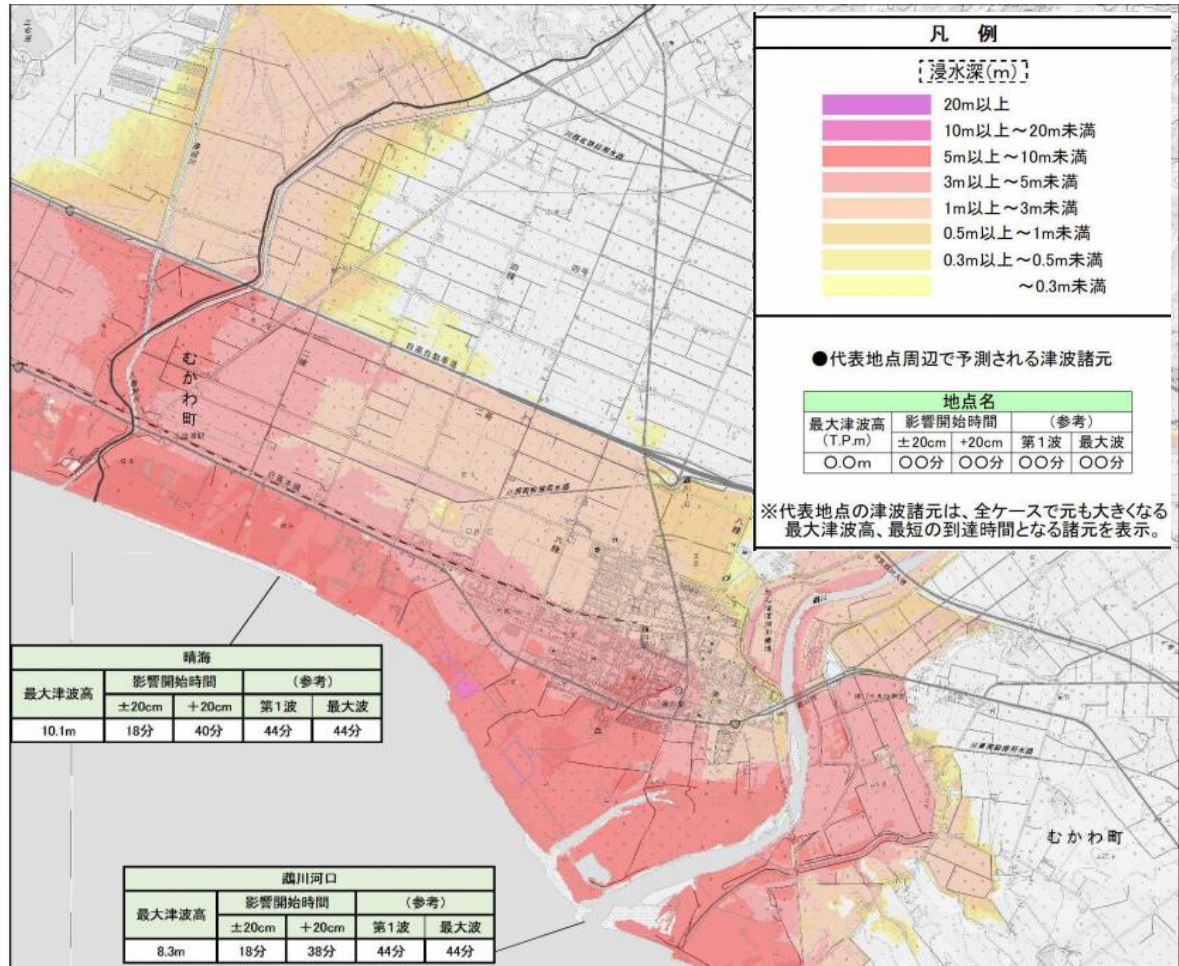
プレート内地震は赤枠外で発生した地震も評価する。黒色実線は「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）」の評価対象領域。灰色破線は横田・他（2017）による太平洋プレート上面深さの等深線

（出典⑦：地震調査研究推進本部）

(津波：津波浸水想定区域図 むかわ町)

「津波想定区域図 むかわ町」によると、現在、鵜川地区の市街地では、最大浸水が1～5mとなる場合が想定されるため、避難場所や経路を明確にしておく必要があります。

穂別地区については、海沿いから離れているため、被害を想定する小規模事業者の該当はなく、現状では特別な対策は必要がないと思われます。



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

(出典⑧：津波浸水想定区域図 むかわ町)

(その他)

当町では、これまでも台風や大雨での風水による災害で広域的な被害に見舞われてきた。近年では、平成18年8月の集中豪雨により連続降雨量が記録的な雨量に達し、鵜川の氾濫により家屋の床上・床下浸水や町道や農業用排水路の決壊・破損、橋梁流出、冠水など甚大な被害に見舞われています。

[過去における主な災害記録]

| 発生年月日 | 被害の種類 | 被害状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|---|----------|-----------|------|-------------|------|-----------|------|-----------|-------|-----------|---------|-------------|------|-------------|------|-------------|-------|-----------|
| H4年8月8日～9日 | 台風10号 | <p>[鵜川地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続降雨量：211mm ・時間最大降雨量：39mm ・被害状況：床上・床下浸水、町道、農業用排水路決壊・破損、橋梁流失、田畑埋設・冠水被害、河川泥流流失による水産被害 ・被害総額：3,259,538千円 <p>(被害金額内訳)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">農業被害</td> <td style="text-align: right;">951,390千円</td> </tr> <tr> <td>土木被害</td> <td style="text-align: right;">1,393,280千円</td> </tr> <tr> <td>水産被害</td> <td style="text-align: right;">422,416千円</td> </tr> <tr> <td>林業被害</td> <td style="text-align: right;">471,479千円</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td style="text-align: right;">20,973千円</td> </tr> </table> <p>[穂別地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続降雨量：243mm ・時間最大降雨量：40mm ・被害状況：家屋破損(2戸)床上(16戸)・床下浸水(93戸)、公共施設被害(20戸)、流出埋没田畑(898ha)、農業施設破損(249箇所)、道路決壊(251箇所)、その他被害(33箇所)破損、橋梁流失、田畑埋設・冠水被害、河川泥流流失による水産被害 ・被害総額：15,051,000千円 <p>(被害金額内訳)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">農業被害</td> <td style="text-align: right;">5,085,000千円</td> </tr> <tr> <td>土木被害</td> <td style="text-align: right;">1,748,000千円</td> </tr> <tr> <td>林業被害</td> <td style="text-align: right;">8,033,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他被害</td> <td style="text-align: right;">127,000千円</td> </tr> </table> | 農業被害 | 951,390千円 | 土木被害 | 1,393,280千円 | 水産被害 | 422,416千円 | 林業被害 | 471,479千円 | その他被害 | 20,973千円 | 農業被害 | 5,085,000千円 | 土木被害 | 1,748,000千円 | 林業被害 | 8,033,000千円 | その他被害 | 127,000千円 |
| 農業被害 | 951,390千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土木被害 | 1,393,280千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水産被害 | 422,416千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業被害 | 471,479千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他被害 | 20,973千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業被害 | 5,085,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土木被害 | 1,748,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業被害 | 8,033,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他被害 | 127,000千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H15年8月9日～10日 | 台風10号 | <p>[鵜川地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総雨量：192mm ・被害状況：農地、農作物、河川、道路等 ・避難者：避難所4箇所、115世帯371名 ・被害総額：1,241,112千円 <p>(被害金額内訳)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">住家・非住家被害</td> <td style="text-align: right;">518千円</td> </tr> <tr> <td>農業被害</td> <td style="text-align: right;">709,027千円</td> </tr> <tr> <td>土木被害</td> <td style="text-align: right;">145,384千円</td> </tr> <tr> <td>林業被害</td> <td style="text-align: right;">32,380千円</td> </tr> <tr> <td>水産被害</td> <td style="text-align: right;">340,716千円</td> </tr> <tr> <td>その他施設被害</td> <td style="text-align: right;">13,605千円</td> </tr> </table> <p>[穂別地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総雨量：197mm ・被害状況：農地、農作物、河川、道路等 ・避難者：避難所2箇所、11世帯25名 ・被害総額：723,875千円 <p>(被害金額内訳)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">農業被害</td> <td style="text-align: right;">184,107千円</td> </tr> <tr> <td>土木被害</td> <td style="text-align: right;">320,139千円</td> </tr> </table> | 住家・非住家被害 | 518千円 | 農業被害 | 709,027千円 | 土木被害 | 145,384千円 | 林業被害 | 32,380千円 | 水産被害 | 340,716千円 | その他施設被害 | 13,605千円 | 農業被害 | 184,107千円 | 土木被害 | 320,139千円 | | |
| 住家・非住家被害 | 518千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業被害 | 709,027千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土木被害 | 145,384千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業被害 | 32,380千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水産被害 | 340,716千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他施設被害 | 13,605千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業被害 | 184,107千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土木被害 | 320,139千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---------------------|-----------------|---|
| | | 林業被害 162,632 千円 衛生被害 850 千円 その他施設被害 56,147 千円 |
| H18 年 8 月 18 日～19 日 | 集中豪雨 | <ul style="list-style-type: none"> ・連続降雨量：鶴川地区で 310mm、穂別地区で 279mm ・被害状況：床上（5 戸）・床下浸水（68 戸）、町道、農業用排水路決壊・破損、橋梁流失、田畑埋設・冠水被害（65ha） ・被害総額：1,837,194 千円 (被害金額内訳) 住家・非住家被害 1,740 千円 農業被害 774,105 千円 土木被害 741,400 千円 水産被害 1,550 千円 林業被害 260,200 千円 その他被害 58,199 千円 |
| H28 年 8 月 21 日～23 日 | 台風 7 号・11 号・9 号 | <ul style="list-style-type: none"> ・総雨量：鶴川地区 219.5mm、穂別地区 231.0mm ・時間最大降雨量：鶴川地区 28.0mm、穂別地区 22mm ・被害状況：床下浸水（3 戸）、道路、河川、林道、水産、農作物、倒木等 ・被害総額：702,083 千円 (被害金額内訳) 土木被害 420,900 千円 農業被害 202,483 千円 水産被害 1,300 千円 林業被害 77,400 千円 |

(出典⑨：むかわ町地域防災計画)

| | | |
|---------------|-----------|---|
| H30 年 9 月 6 日 | 北海道胆振東部地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度 6 強 ・人的被害 死者 1 名、重傷 27 名、軽傷 250 名 ・建物被害（住家）全壊 40 棟、大規模半壊 13 棟、半壊 173 棟、一部損壊 3260 棟 ・全域で停電（9 月 6 日～14 日） ・穂別地区で断水（9 月 6 日～12 日） (被害総額内訳) 農業被害 8,250,000 千円 商工業被害 1,840,000 千円 林業被害 6,240,000 千円 水産被害 380,000 千円 その他施設被害 2,680,000 千円 |
|---------------|-----------|---|

(出典⑩：平成 30 年北海道胆振東部地震記録誌)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 269人(独自データ)
- ・小規模事業者数 253人(独自データ)

【内訳】

| 業 種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|--------|-------|---------|---------------|
| 商工業者 | 建設業 | 49 | 49 | 町内に広く分散 |
| | 製造業 | 16 | 11 | 町内に広く分散 |
| | 卸・小売業 | 70 | 63 | 町内に広く分散 |
| | 飲食・宿泊業 | 45 | 45 | 市街地に集中 |
| | サービス業 | 63 | 59 | 町内に広く分散 |
| | その他 | 26 | 26 | 町内に広く分散 |

(3) これまでの取組

ア. 当町の取組

| 項 目 | 年月 | 備 考 |
|----------------|-------|---|
| むかわ町防災会議条例 | H18.3 | |
| むかわ町地域防災計画の策定 | H22.1 | |
| むかわ町鶴川地区総合防災訓練 | R2.9 | 防災訓練(感染症対策のため、防災さんぽ実施) |
| むかわ町穂別地区総合防災訓練 | R2.10 | 防災訓練、地区への啓発 |
| 防災備品の備蓄 | — | 備蓄食料(鶴川地区2080食、穂別地区2648食) アルファ米(粥)・保存用パン・非常用飲料水等 |

イ. 当会の取組

| 項 目 | 年月 | 備 考 |
|---------------------------|-------|-------------------------|
| 災害復旧貸付制度の周知 | R1.10 | レジメ配布 |
| 新型コロナウイルスに関するQ&A(企業向け)周知 | R2.4 | レジメ配布 |
| 新型コロナウイルスに感染症の影響に係る各種施策周知 | R3.1 | レジメ配布 |
| 新型コロナウイルスに感染症の影響に係る各種施策周知 | R3.5 | レジメ配布 |
| 新型コロナウイルスに感染症の影響に係る各種施策周知 | R3.6 | レジメ配布 |
| 新型コロナウイルスに感染症の影響に係る各種施策周知 | R3.7 | レジメ配布 |
| 防災備品の備蓄 | R3.9 | 懐中電灯・ラジオ購入 |
| 防災対策について対応 | R3.9 | 防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認 |

2 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていません。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウを持った人員が十分にいません。

- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていません。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策（予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等）の周知が十分になされていません。

3 目標

○成果目標

| 業種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (独自データ) | 策定目標（事業継続力強化計画） | | | | |
|--------|------------------|--------------------|-----------------|----|----|----|----|
| | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 建設業 | 49 | 49 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 製造業 | 16 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 卸・小売業 | 70 | 63 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 飲食・宿泊業 | 45 | 45 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| サービス業 | 63 | 59 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| その他 | 26 | 26 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 269 | 253 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

※策定目標については、当商工会における人員体制を考慮したうえで、洪水による浸水地域の可能性のある区域の小規模事業者を優先し、おおむね3期（15年間）で被害が想定される小規模事業者133件を策定できるように設定し、地域の小規模事業者全ての策定はおおむね5期（25年間）で策定するよう設定しました。

○実施目標

| 項目 | 目的 | 目標 | |
|------------------|---|--------------|-----|
| 事前対策の必要性を周知 | 小規模事業者に対して、災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させます。 | セミナー開催 | 年1回 |
| 計画策定の支援に向けた内部協議 | 事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図ります。 | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 保険・共済普及に向けた体制づくり | 保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図ります。 | 職員会議及び勉強会の開催 | 年1回 |
| 連携体制の推進 | 組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築します。 | 協議会開催 | 年1回 |

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、経営発達支援計画評価委員会と同様のメンバーで事業に対する評価や状況や環境の変化による計画の見直しを行います。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

評価委員一覧（令和3年12月1日現在）

- ・商工会理事 5名
- ・むかわ町経済建設課課長
- ・法定経営指導員 2名
- ・苫小牧信用金庫鵜川支店長（外部有識者）
- ・北央信用組合鵜川支店長（外部有識者）

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

| | |
|---------------------|---------------------|
| むかわ町 | むかわ町商工会 |
| 防災関連の情報提供 | セミナー・個別相談会の開催事業 |
| 事業継続力強化計画策定に係る助言・指導 | 継続力強化計画策定支援・フォローアップ |
| 災害等リスクの周知 | |
| 関係団体との連携 | |
| 防災訓練の実施 | |
| 応急対策時の対策及び復旧支援 | |

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。

- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図ります。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明します。

- ・当商工会のホームページや当町が発行する広報において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行います。

- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施します。

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性はあり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施します。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施します。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施します。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行います。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取組状況の確認（年1回実施）

| 業種 | 商工業者数 (独自データ) | 小規模事業者数 (独自データ) | 策定件数 | | | | | フォローアップ回数 | | | | |
|--------|------------------|--------------------|------|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|
| | | | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
| 建設業 | 49 | 49 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 製造業 | 16 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 卸・小売業 | 70 | 63 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 飲食・宿泊業 | 45 | 45 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| サービス業 | 63 | 59 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| その他 | 26 | 26 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 269 | 253 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行います。また、評価結果はHPへ掲載することで区内の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とします。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、むかわ町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。（訓練は必要に応じて実施します。）
- ・訓練では複数の連絡種類（無線、携帯電話、固定電話、アプリ、SNS等）を用います。連絡に必要な複数の手段について通話可能となっているかなど、定期的な確認を実施する。

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町経済建設課商工観光戦略グループと協議し、策定します。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とします。その上で、以下の手順で区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋がります。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、3時間以内に固定電話・携帯電話等を利用して職員とその家族の安否確認を行います。

連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）

- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し、情報の共有を行います。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行います。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行います。

イ. 応急対策の方針決定

・むかわ町災害対策本部の方針に従い、当町経済建設課商工観光戦略グループと連携を取り実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行います。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全が確保された後に出勤します。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

| 種 別 | 配備の時期 | 配備要員 |
|-----|---|---------------|
| 出勤 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき | 全職員 |
| 警戒 | <ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき | 事務局長 経営指導員 |
| 準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4以上の地震が発生したとき | 事務局長 経営指導員 |

・本計画により、当商工会と当町は被害状況等を下記により共有します。

| | |
|---------|------------|
| 発生後～1週間 | 1日に3回共有します |
| 1週間～2週間 | 1日に2回共有します |
| 2週間～4週間 | 1日に1回共有します |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回共有します |

・感染症等の対策についても必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施します。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築します。

・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報共有と報告体制を整備することで発生防止措置に繋がります。

・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行います。

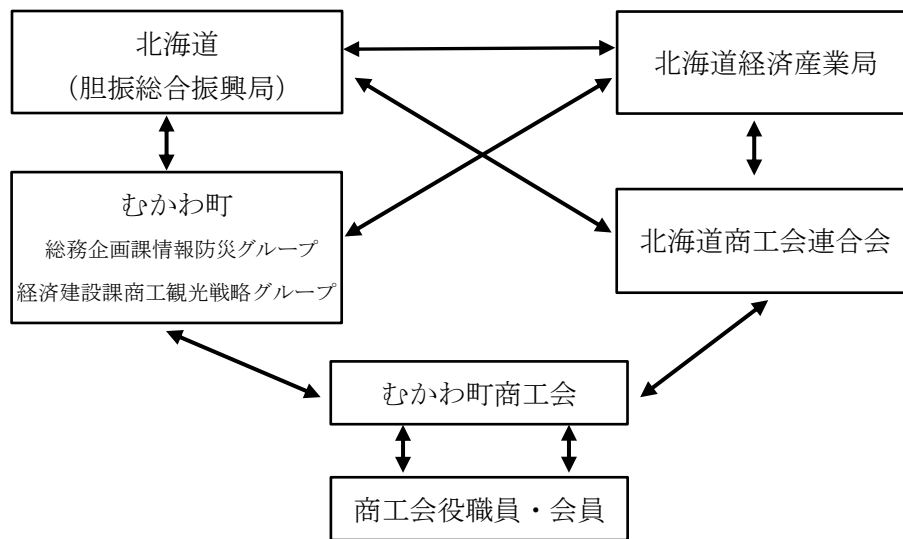
・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認します。

・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報等報告取扱要領に基づき指定する方法にて、胆振総合振興局及び北海道商工会連合会に報告します。

・被害状況確認報告書様式

| 事業所名 | 住所 | 業種 | 被害額 | 被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載） |
|------|----|----|-----|-------------------------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置します。
- ・被災事業者を対象とした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ・損害保険、各種給付金、補助制度等の申請手続きの支援を行います。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

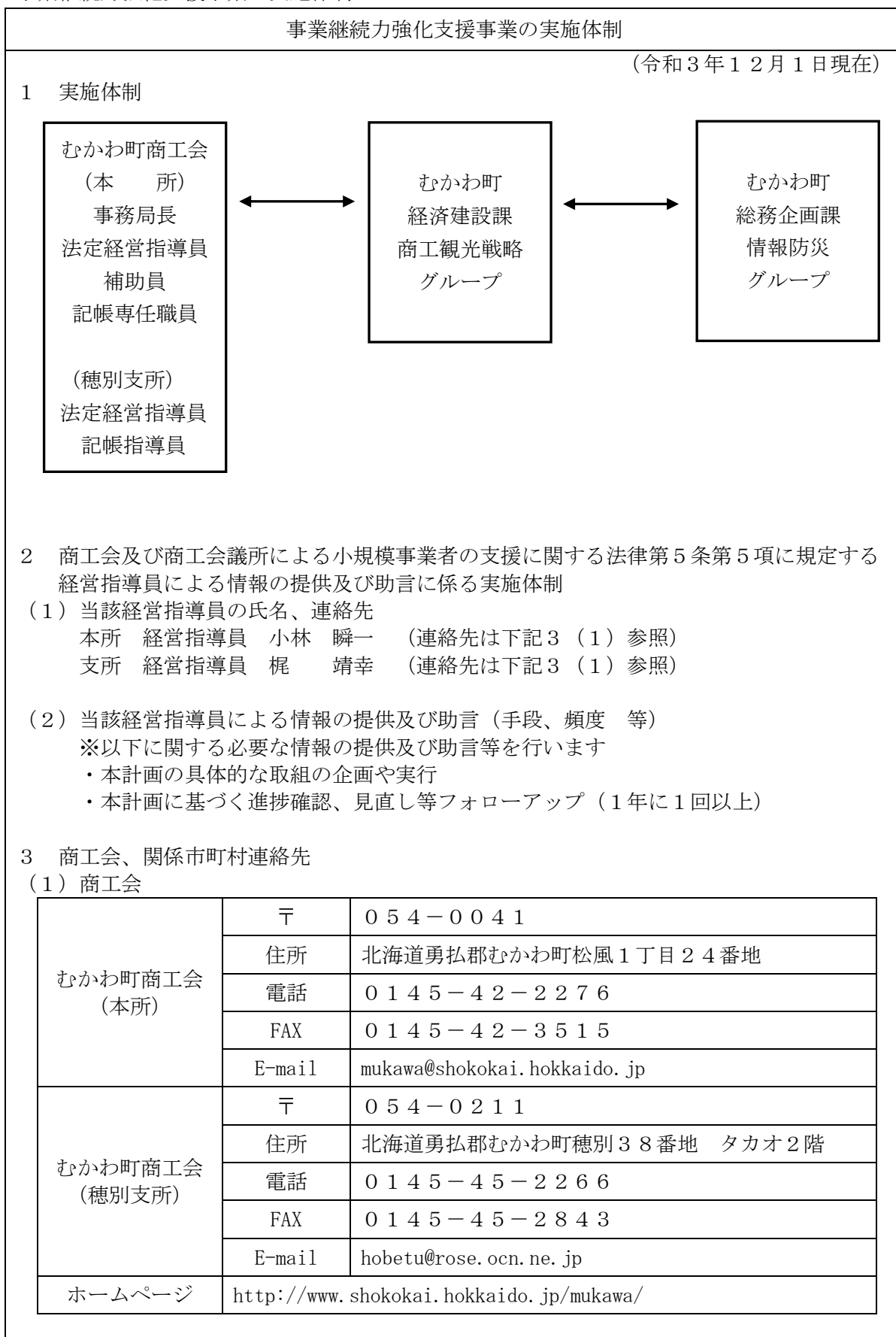
- ・むかわ町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について北海道や北海道商工会連合会等に相談します。

(6) その他

- ・本計画は、むかわ町・むかわ町商工会HP及び広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととします。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町村

| | | |
|-----------------------------|--------|-----------------------------|
| むかわ町 経済建設課 商工観光戦略グループ | 〒 | 054-8660 |
| | 住所 | 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地 |
| | 電話 | 0145-42-2416 |
| | FAX | 0145-42-2711 |
| | E-mail | mukawa@shokokai.hokkaido.jp |

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| 項目 | 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 必要な資金の額 | | 300 | 300 | 300 | 300 |
| | ・ 専門家派遣費 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
| | ・ セミナー開催費 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | ・ パンフ、チラシ作成費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | ・ 防災、感染症対策費 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|-----------------------------|
| 会費収入、道補助金、町補助金、各種手数料、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。